平成２５年（フ）第１２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触866番地
債務者　飯田久美子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第３６３号
大分市敷戸東町15番８号
債務者　石坂　華世
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７９号
宮崎市田野町甲2065番地
債務者　後藤　正人（旧姓長倉）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５４号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間11628番地３
債務者　湯田　高義
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目14番21号　エントピア鴨池206
債務者　南　　良一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市西坂元町12番25号　プレジャーコートＢ108号
債務者　岡部　浩美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市西坂元町12番25号　プレジャーコートＢ106号
債務者　岡部　隆治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市柳町３番22号　やなぎ寮402号
債務者　林　　眞巳
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市西坂元町12番25号　プレジャーコートＢ105号
債務者　岡部紫都子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９２号
鹿児島県薩摩川内市高城町3193番地４高来住宅２号棟45号室、前住所鹿児島県薩摩川内市五代町1714番地６
債務者　伊地知聰美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名727番地１
債務者　播磨　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
鹿児島県出水市下鯖町426番地東２棟103号
債務者　淵上　裕樹
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
岩手県花巻市山の神569番地３ファミール弐番館Ｒ１号、前住所岩手県盛岡市本宮６丁目10番27号
債務者　戸田　毅雄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６４号
岩手県北上市柳原町５丁目17―25　グリーンベル717号室、住民票上の住所岩手県北上市青柳町２丁目６番36号
債務者　中村　幸喜
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７０号
岩手県北上市和賀町後藤12地割36番地
債務者　高橋　敏寿
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２４８号
福井市日之出５丁目２番７号　Ｋコーポ日之出102
債務者　神戸　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
福井県大野市大和町３番５号
債務者　山田せき子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係